

株式会社レクスト
代表取締役 金森 茂明
本部 名古屋市西区那古野二丁目7番20号
電話番号 052-583-5041
メールアドレス kaiin-kanri@grandtiara.com

契約約款（インターネット申込み専用）

（2023年11月1日より適用）

互助会をインターネットにて加入をご希望される方は、この約款の内容をよく読んでお申し込みください。

株式会社レクスト（以下「互助会」という。）と互助会加入者（以下「加入者」という。）とは、下記に定めるところにより、互助会契約（以下、「契約」と言う。）を締結します。

第1条（契約の目的）

この契約は、加入者が将来行う冠婚葬祭および第三役務に備え、所定の月掛金を前払いで支払うことにより、加入者は、冠婚葬祭および第三役務に係る役務サービス等の提供を受ける権利を取得し、互助会は、加入者の請求により、冠婚葬祭および第三役務に係る役務サービス等を提供する義務を負うことを目的とします。

なお、この契約は、冠婚葬祭および第三役務に係る役務サービス等の提供を目的としたものであり、銀行、信託等の金融機関への預金と異なり、お預かりする月掛金に利息は発生しません。

第2条（目的の範囲）

目的の範囲を、次のとおりとします。

- （1） 婚礼（結婚披露を含む）のための施設の提供、衣裳の貸与その他のサービスの提供およびこれに付随する物品の給付並びにその取次ぎ。
- （2） 葬式のための施設の提供、祭壇の貸与その他のサービスの提供およびこれに付随する物品の給付並びにその取次ぎ。
- （3） 冠婚葬祭に付随する通過儀式（七五三、成人式、法要等）に係わる役務サービス等の提供（第三役務）およびその取次ぎ。

第3条（加入の申込み）

- 1 インターネット申込みにて互助会加入をご希望の方は、互助会の定めるところにより加入申込画面の案内に従って、約款、役務内容確認書、確認書（重要事項説明書）を確認の上、必要事項を入力し申込み完了をもってご入会となります。
ただし、審査の上、加入を承諾できない場合がございます。その際には、承諾できない旨を遅滞なく通知させていただきます。
なお、契約成立後はお申込みいただいた時点にさかのぼって互助会の権利が発生します。
- 2 第1項にかかわらず、加入申込者または代理もしくは媒介する者（以下「加入者等」という。）が以下に掲げる反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人）に該当する場合は加入できません。
 - （1）「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年経過しない者を含みます。）
 - （2）暴力団関係企業、暴力団準構成員
 - （3）総会屋等
 - （4）社会運動標ぼうゴロ
 - （5）政治活動標ぼうゴロ
 - （6）特殊知能暴力集団等
 - （7）その他前各号に順ずる団体または個人
- 3 加入者等が第2項に掲げる反社会的勢力に該当する事実が認められた場合には、催告なく、この契約を解除します。

第4条（名義変更）

1 加入者の申し出による名義変更

加入者の申し出による名義変更（利用権、解約返戻金請求権を含みます。）については、あらかじめ互助会の承諾を得て変更することができます。手続きの際には、加入者の意思によることを確認するため、本人確認書類として（運転免許証、健康保険証、年金手帳等）の写しが必要となります。

2 相続による名義変更

相続による名義変更については、名義変更申請書、加入者証の提出および相続人であることを確認するための書類（戸籍謄本、遺言書、遺産分割協議書およびその他相続人全員の同意書等）をご提出いただくとともに、相続発生の事実を確認するための書類（除籍謄本）のご提示いただくことにより可能です。なお、相続人が解約を申し入れる場合も、（事前に）名義変更手続を行なっていただく必要があります。

3 第1項および第2項の場合、名義変更手数料として550円（消費税込）を申し受けます。

第5条（加入者証の発行、約款等の送付・再交付）

1 互助会は第3条の加入申込後に初回金の振替確認が取れた場合、速やかに加入承諾通知を電子メールにより送信すると共に、加入者であること証する加入者証、約款、パンフレット、役務内容確認書、確認書（重要事項説明書）を郵便により送付します。加入者証は、役務サービス等の提供を受ける際に必要ですので、それまで大切に保管してください。

また、約款はインターネット上にて閲覧および印刷も可能です。

2 本約款を紛失等されたときには、加入者からその旨の申し出があれば速やかに再交付します。

なお、再交付の手数料として1通につき550円（消費税込）を申し受けます。

第6条（加入者証の再発行）

加入者証を紛失等により再発行の必要が生じたときは、加入者からの届出によって再発行いたします。この場合、旧加入者証は無効となります。再発行の手続きの際には、再発行申請書を提出していただき、その依頼が加入者本人からのものであることを確認するため、加入者の本人確認書類（身分証明書の写し等）が必要となります。

なお、再発行手数料として1通につき550円（消費税込）を申し受けます。

第7条（住所変更等の届出）

1 加入者が、住所、その他連絡先を変更された場合には、速やかに互助会に届出てください。

なお、この届出を怠った場合には、互助会が知った最終の住所または居所あてに発した通知は、通常到達するために要する期間を経過したときに加入者に到達したものとみなします。

また、連絡先等が変更となり、互助会に届出がない場合には、役務サービス等の提供が受けられない場合もありますのでご注意ください。

2 契約金額を完納されている105歳以上の加入者が第1項に定める住所変更等の届出を怠ったために互助会からの連絡が不能となっている場合、互助会より「契約失効予告通知書」を送付し、到着後60日経過後に契約を失効させる場合がありますのでご注意ください。

第8条（領収証の発行）

領収書の発行は預金口座振替により通帳への記載を以て領収書に代えさせていただきます。

また、クレジットカードの場合には、その利用明細通知書を以て領収書に代えさせていただきます。

第9条（契約金額、掛金の額、支払方法等）

契約金額、月掛金の額、支払方法、支払時期等は、次のとおりとします。

ただし、施行時に契約金額に対する法令で定められた消費税相当額をお預かりいたします。

口座振替の場合は加入月の翌月23日に口座振替となり、2回目以降の口座振替は毎月23日となります。

クレジットカードの場合、初回金の引落としおよび毎月の掛金のお支払い日は各クレジット会社によって異なります。

クレジットカードご利用、決済についての注意事項はお客様が契約されているカード会社の規約をご覧ください。

契約金額	月掛金の額	月掛金の回数および期間	支払方法・支払時期
			口座振替またはクレジットカード
240,000円	毎月3,000円	80回80ヶ月	毎月23日(ただし、休日にあたる場合は翌営業日)
	毎月5,000円	48回48ヶ月	クレジットカードの場合はカード会社の決済日

消費税相当額を含む総支払額は24万円コース264,000円になります。

第10条 (割引制度)

契約時の月掛金一括前払いについては契約金額の5%の割引特典があります。

第11条 (役務サービス等の内容)

互助会が提供する目的別の役務サービス等の内容は、別記のとおりとします。

第12条 (役務サービス等の提供)

- 互助会は、この契約約款に基づき、契約締結より90日を経過した日以後であれば、加入者から請求があり次第、打ち合わせにより取り決めた日にその契約に従って、役務サービス等の提供をします。
ただし、契約金額が完納されていない場合は、一括精算をしていただきます。
加入者が役務サービス等を利用の際、一部の役務サービス等を辞退された場合の返金や、他の役務サービス等への振替は、契約した役務内容と異なる為、互助会は別記契約通りの役務内容を提供します。
利用権は加入者の承諾によりあらかじめ登録されている同居家族内で利用できます。
加入者が複数口加入している場合でも、ご利用の際には、加入者1人について、冠婚葬祭1件につき1口のみのご利用となります。
- 加入者が役務サービス等の提供を請求する場合、加入者証をご提出いただきます。
また、お亡くなりになった加入者のための葬式に係る役務サービス等については、喪主または喪主に準ずる方からの加入者証のご提出があった場合に提供いたします。
この場合は、加入者からの請求を受けて役務サービス等の提供を行ったものとみなします。
なお、本人確認書類として(運転免許証、健康保険証、年金手帳等)の写しが必要となります。
- 契約時からの年数が経過し、契約した役務サービス等の貸与・物品の給付ができない場合には、施行時の役務サービス等の中から契約時の品目の物品と実質的に同等な物品を代替して提供するものとします。
- 婚礼・葬式のコースを契約された加入者が第三役務のコースをご利用される場合は、次の方法により提供します。
第2条(1)(2)の役務サービス等に係る契約をされた加入者が同条(3)に係る役務サービス等の利用を希望される場合は、ご利用される金額について別途補填していただくことによりご利用いただけます。
この場合、当初の契約に基づく役務サービス等の提供は、引き続き受けることができます。

第13条 (早期利用費)

この契約に基づき、契約締結から90日以内に役務サービス等を提供する場合には、52,800円(消費税込)の早期利用費をお支払いいただきます。

第14条 (契約以外の役務サービス等の提供および費用の決定時期)

加入者が、「この契約の対象となっていない役務サービス等の提供」または「この契約の対象となっている役務サービス等よりグレードの高い内容の役務サービス等の提供」を希望されることにより、契約金額以外に費用が発生する場合には、互助会はその費用の決定について、役務サービス等の提供に先立ちあらかじめ必要と思われる内容を説明し、加入者に了解を得ることとします。ただし、その費用については、加入者にご負担していただきます。

第15条（月掛金終了後の取扱い）

互助会は、加入者が月掛金の支払いを終了した場合には、終了したことを書面（口座引落満了のお知らせ）にて郵送で通知します。なお、月掛金の支払終了後も、この契約の定める役務サービス等の提供を受けるまで、利用する権利は保存されます。

第16条（営業保証金等の前受金保全措置）

互助会は、割賦販売法により、毎年3月31日および9月30日基準日までに加入者からお預かりした月掛金残高の1/2に相当する額について、前受金保全措置を講じる事が義務付けられており、次の機関と営業保証金の供託または前受業務保証金の供託委託契約を締結し保全をしています。

営業保証金供託先（法務局）名古屋法務局 名古屋市中区三の丸2-2-1

前受業務保証金供託委託契約受託者

（保証機関等） 互助会保証(株) 東京都港区西新橋1-18-12 COMS虎ノ門

日本割賦保証(株) 東京都港区虎ノ門一丁目13番3号 虎ノ門東洋共同ビル

ただし、上記の機関については、互助会の都合により変更する場合がございますので、ご確認に際しては、互助会の相談窓口まで直接お問い合わせください。

第17条（加入者の権利保護）

互助会が、割賦販売法第27条（前受金保全措置を講じなかったとき、契約締結の禁止命令を受けたとき、許可を取消されたとき、営業を廃止したとき、破産手続開始、再生手続開始または更生手続開始の申し立てがあったとき、支払を停止したとき）に該当することとなった場合は、一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会に設置された「互助会加入者施行支援機構」に加盟している他の互助会に移籍されて移籍先互助会の約款に従って役務サービス等の提供を受けることができます。

または、加入者が他の互助会に移籍をされない場合には、月掛金残高について第16条による営業保証金および前受業務保証金から弁済を受けることもできます。

第18条（移籍）

- 1 加入者が、互助会の営業地域外に転居された場合、その転居地を営業区域とする他の互助会が存在し、かつ、その互助会が移籍加入を引き受ける場合に限り、加入者の希望により（掛金の支払回数が10回以上であれば）移籍の手続きをします。ただし、移籍後は、移籍先互助会の約款に従っていただくこととなります。
なお、互助会提供する役務サービス等の内容と移籍互助会が提供する役務サービス等の内容は異なることがあります。
- 2 加入者保護のため、「互助会加入者施行支援機構」に加盟している他の互助会が、当初加入した互助会の契約上の権利・義務を承継し、役務サービス等の提供を行う場合があります。
この場合、移籍先互助会の約款に従っていただくこととなります。
なお、互助会が提供する役務サービス等の内容と移籍先互助会が提供する役務サービス等の内容は異なることがあります。

第19条（契約の解除）

- 1 加入者の都合により、第21条に定める保留届を提出せずに月掛金の支払いを中断する場合は、中断してから5年を経過すると、この契約を解除することがあります。
(1) 中断してから5年を経過後、互助会が20日以上期間を定めてその支払いを書面で催告してもなお支払いがないときは、当該期間満了日の翌日をもってこの契約を解除します。
(2) (1)により、契約を解除した場合、互助会は解約返戻金の振込み口座を確認の上、月掛金残高から所定の手数料を差引いた第2項の返戻金表記載の金額を解約返戻金として、確認が取れた口座に契約解除の日から45日以内に振り込みます。口座確認に際しご回答が無い等で、口座の確認が取れない場合には、解約返戻金は互助会にて預かります。

(3) 加入者の解約返戻金を請求する権利は、契約の解除から5年間請求がない場合には消滅します。

2 この契約は加入者の申し出により解約することができます。解約とは、契約期間中の契約解除を言い、解約の申し出があった日とは、第3項の書類の提出があった日を言います。

この場合互助会は月掛金残高から所定の手数料を差し引いた下記の解約返戻金表の金額を、解約返戻金として解約の申し出の日から45日以内に原則として加入者本人の口座に振り込みます。

なお、生活保護法に基づく生活保護を受けられることとなった場合の解約については、支払った月掛金残高全額を振込手数料免除にて加入者本人の口座に振り込みいたします。

この場合、生活保護受給証明書を確認させていただきます。

返 戻 金 表

	支払回数	返戻金
3,000円×80回=240,000円	1回	2,140円
	2回以降	毎回2,870円加算
	80回完納	228,870円
5,000円×48回=240,000円	1回	4,140円
	2回以降	毎回4,870円加算
	48回完納	233,030円
24万円コース(一括 228,000円)	一括	227,010円

*割引制度を利用されている場合の返戻金は、実際に支払った月掛金の残高が対象となり割引分は含まれません。

第2条(1)(2)の役務サービス等の係る契約をされた加入者が同条(3)に係る役務サービス等をご利用された場合(コースとしての利用に限る。)の解約返戻金は、当初の契約金額で算出した返戻金から、利用された役務サービス等の金額で算出された返戻金を差し引いた金額となります。

3 解約手続きに必要な書類は以下のとおりです。また、解約手続きはご本人確認のため、原則として第23条のカスタマー管理課で行います。

- (1) 自署による契約解除届、加入者証、本人確認書類(運転免許証、健康保険証、年金手帳等)の写しが必要です。
- (2) 手続き者の本人確認書類として、原則次のいずれか一つが必要です。
運転免許証、各種健康保険証、年金手帳等
- (3) 手続き者が加入者本人以外の場合は、加入者および手続き者の本人確認書類が必要です。また、手続き者が同居家族以外の場合は委任状が必要となります。
- (4) 加入者本人が死亡されている場合の必要書類は第4条2項の相続による名義変更の必要書類に準じます。

第20条(損害賠償の額)

加入者は、互助会事業の廃止等互助会の責に帰すべき事由により、契約の目的を達することができなくなったときは、この契約を解約することができます。この場合、互助会は加入者の月掛金残高に法定利率を乗じた金額を加え、遅滞なく加入者に金銭でお支払いします。

第21条(保留の取扱い)

- 1 互助会が別途定める保留規定所定の条件を満たした加入者については、当該加入者の都合によりやむをえず月掛金の支払いを中断した後も、契約の効力を継続(保留)させることができます。この保留扱いを希望する場合は、保留届を所定の支払期日から4ヶ月以内にご提出ください。
- 2 保留の解除は加入者が復活届を提出し、支払いを再開した月からとなります。

第22条(営業地域)

互助会が役務サービス等の提供を行なう地域は、愛知県と三重県です。ただし海外ウエディングについてはアメリカ合衆国ハワイ州での提供となります。

第23条（お問い合わせのご相談窓口）

この契約についてのお問い合わせ等は、次の場所で行っていますのでご相談下さい。

株式会社 レクスト カスタマー管理課 お客様相談係
（住所） 名古屋市西区那古野二丁目7番20号
（電話） 052-583-5041
（メールアドレス） kaiin-kanri@grandtiara.com

また、下記のとおり一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会 契約者相談室が設けられていますのでお気軽にご相談ください。

一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会 契約者相談室
（住所） 東京都港区西新橋1丁目18番12号 COMS虎ノ門6階
（電話） 0120-034-820（フリーダイヤル）
（メールアドレス） denshi-sodan@zengokyo.or.jp

第24条（個人情報の取得・利用に関することについて）

互助会は、本約款に基づく互助会契約に係る施行、月掛金の受領・管理、宣伝印刷物および契約内容に関するご案内の送付等、営業案内、冠婚および葬祭に係る関連業務の利用目的を達成するため、個人情報（加入者の氏名・住所・契約番号・契約コース名・金融機関振込口座・加入者の月掛金残高・年齢・生年月日・電話番号・e-mailアドレス・施行利用状況・家族の氏名等）をあらかじめ書面により加入者の同意（確認書）を得て取得、利用します。

また、保有する個人情報の安全管理のために必要かつ適切な組織体制の構築および社内規程の策定を行います。

第25条（個人情報の第三者提供に関すること）

1 互助会は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供することはありません。

ただし、次の場合は除きます。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために特に必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2 なお、次の場合において、個人情報の提供を受けるものは個人情報の提供にあたり、あらかじめ本人の同意を得るべき第三者に該当しないものとする。

- (1) 業務委託に伴う個人情報の委託（前条に規定する利用目的の達成に必要な範囲に限る）
- (2) 合併等による事業の継承に伴う個人情報の提供（合併後も合併する前の利用目的の範囲内の利用に限る）
- (3) 個人情報をグループ企業等で共同利用する場合（共同利用者の範囲、利用する情報の種類、利用目的、情報管理の責任者名称等について、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いている場合に限る）

第26条（宣伝印刷物の送付等営業案内の停止に関すること）

加入者は、宣伝印刷物の送付等営業案内の停止の申し出をすることができます。

停止の申し出は、第28条に記載の（個人情報に関するお問い合わせ）先までご連絡ください。

第27条（個人情報の開示・訂正・利用停止等に関すること）

- 1 加入者は、互助会に対して加入者自身の個人情報および第三者提供に関する記録を開示するよう請求ができます。
ただし、開示することにより、本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障をおよぼす恐れがある場合、または、他の法令に違反することとなる場合には、その全部または一部を開示しないことができます。
- 2 加入者は、互助会が保有する個人情報が事実でないときは、当該情報の訂正、追加または削除の請求ができます。
- 3 加入者は、互助会が、加入者の個人情報について、加入者の同意を得ずに目的外利用した場合、違法または不当な行為を助長・誘発するおそれがある方法で利用した場合、または、偽りその他不正の手段により取得していた場合は、当該個人情報の利用の停止または消去を請求することができます。
- 4 加入者は、互助会が、第25条1項に反する第三者提供を行っていた場合は、当該個人情報の第三者への提供の停止を請求することができます。
- 5 加入者は、互助会が、加入者の個人情報について、利用する必要がなくなった場合、個人情報の重大な漏洩、滅失または毀損（要配慮個人情報の漏洩等、財産的被害の恐れのある漏洩等、不正の目的によるおそれがある漏洩等、1,000件を超える漏洩等）が生じた場合またはその恐れがある場合、その他個人情報の取り扱いにより加入者の権利・利益が害される恐れがある場合には、互助会に対し、加入者自身の個人情報の利用停止または消去、並びに、第三者への提供の停止を請求することができます。
- 6 互助会は、本条に定める各請求を受けた場合、これに対する調査結果や判断等を、当該加入者に対して延滞なく通知します。
- 7 本条に定める各請求は、第28条に記載の（個人情報に関するお問い合わせ）先までご連絡ください。
なお、書面による開示の場合は、取扱手数料として550円（消費税込）を申し受けます。

第28条（個人情報に関するお問い合わせ）

宣伝印刷物の送付等営業案内の停止の申し出や個人情報の開示・訂正・利用停止等の加入者の個人情報に関するお問い合わせは、下記のカスタマー管理課までお願いします。

株式会社 レクスト カスタマー管理課

（住所）〒451-0042 名古屋市西区那古野二丁目7番20号

（電話）052-583-5041

（メールアドレス） kaiin-kanri@grandtiara.com

第29条（本約款の変更）

- 1 この約款は、契約金額（対価の額）の変更を除き、互助会の都合により変更することがあります。
- 2 前項の場合、あらかじめ変更内容と効力発生時期を、互助会のホームページその他適切な方法により周知します。

この印刷物は、一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会の監修済です。

（監修番号 4-03882）

<加入申込みの撤回>

- 1 通信販売で互助会の加入申込みをされた場合、加入申込みをされた日から8日間を経過するまでは、書面（ハガキ、封書等）または電磁的記録（電子メール）で通知することにより、無条件で加入申込みの撤回または契約の解除を行うことができます。

その効力は当該書面等を下記連絡先あてに発信した日（郵便消印日付等）から発生します。

なお、加入申込みの撤回の通知に要する費用については、加入申込者、または加入者の負担となります。

〈 連絡先 株式会社 レクスト カスタマー管理課 〉

住 所 : 名古屋市西区那古野二丁目7番20号

メールアドレス : kaiin-kanri@grandtiara.com

- 2 加入申込みの撤回を行った場合

(1) 加入申込みの撤回に伴う損害賠償および違約金を支払う必要はありません。

(2) すでに月掛金等をお支払いいただいている場合には、速やかにその全額の返還を受けることができます。

この場合、返還に要する費用は互助会が負担します。

- 3 なお、葬儀、婚礼等の施行に係る役務サービス等の提供を受けた場合、加入申込みの撤回を行なうことはできませんので、予めご了承ください。

- 4 上記の加入申込みの撤回の行使を妨げるために、互助会が不実の事を告げたことにより誤認し、または威迫したことにより困惑して加入申込みの撤回を行わなかった場合は、互助会から交付する加入申込み撤回妨害の解消のための書面を受け取られた日を含む8日間を経過するまでは、書面（ハガキ、封書等）または電磁的記録（電子メール）により加入申込みの撤回を行うことができます。

<消費税についての取り扱い>

この契約約款に係わる消費税は10%で表示しています。

(1) 消費税は、役務をご利用された時（施行時）にお預かりします。

(2) 手数料、早期利用費等が発生した場合は、その発生時にその時の消費税率でお預かりします。

なお、消費税率の変更など本取り扱いと法令との異なることとなった場合には、法令が本取り扱いに優先して適用されますのでご了承ください。

冠婚（24万円）

婚礼（女性会員）の場合				○＝契約役務
内 容				
新婦貸衣裳	洋装1点 もしくは 和装1点	ウェディングドレス	ドレス本体、ペチコート、シューズ	○
		カクテルドレス	ドレス本体、ペチコート、シューズ	○
		和装（白無垢）	和装本体、白掛下、帯、長襦袢、帯揚、帯ヅ、箱迫、末広抱帯、懐剣、ジゲ結	○
		和装（色打掛）	和装本体、白掛下、帯、長襦袢、帯揚、帯ヅ、箱迫、末広抱帯、懐剣、ジゲ結	○
	和装（振袖）	和装本体、帯、長襦袢、帯揚、帯ヅ、箱迫、末広抱帯、懐剣、ジゲ結	○	
衣裳小物	新婦和装着付小物	伊達巻、帯山、帯板大、帯板小、腰紐、着物ベルト かつら下ネット	○	
	〈追加料金を必要とする場合〉	貸衣裳代の合計金額が上限額（297,000円（消費税込））を超えた場合、追加料金が掛かります。 ティアラ・イヤリング・ネックレス・パール・ヘッドドレス・手袋は無料でドレスに付属するものもあります。		
新婦着付・ヘアメイク （指定の美容師）	新婦着付（1着分）、ヘアメイク			○
装花	会場生花			○
	〈追加料金を必要とする場合〉	会場生花代の合計金額が上限額（49,500円（消費税込））を超えた場合、追加料金が掛かります。		

※上記役務内容以外にご依頼いただいた場合は、追加料金が掛かります。

特 典	
ご新婦様親族貸衣裳	50%の割引（モーニング、黒留袖、色留袖、振袖、訪問着、子供用ドレス、子供用タキシード）

婚礼（男性会員）の場合				○＝契約役務
内 容				
挙式式典費 （指定会場）	いずれかの 式典より1式典	人前式	司会者、奏者、アテンド	○
		教会式	牧師、聖歌隊、オルガン奏者、アテンド	
	〈追加料金を必要とする場合〉	挙式式典費が上限額（220,000円（消費税込））を超えた場合、追加料金が掛かります。		
新郎貸衣裳	洋装1点 もしくは 和装1点	タキシード	上着、ズボン、ベスト、カフスポタン、ネクタイ、靴	○
		紋付	黒または色紋付、羽織、袴、長襦袢、角帯、羽織紐 末広、草履	
		新郎和装着付小物	腰紐	
	〈追加料金を必要とする場合〉	貸衣裳代の合計金額が上限額（88,000円（消費税込））を超えた場合、追加料金が掛かります。		
新郎着付・ヘアメイク （指定の美容師）	新郎着付（1着分）、ヘアメイク			○
写真	写真費用			○
	〈追加料金を必要とする場合〉	写真費用の合計金額が上限額（71,500円（消費税込））を超えた場合、追加料金が掛かります。		

※上記役務内容以外にご依頼いただいた場合は、追加料金が掛かります。

特 典	
ご新郎様親族貸衣裳	50%の割引（モーニング、黒留袖、色留袖、振袖、訪問着、子供用ドレス、子供用タキシード）

冠婚（24万円）

婚礼〈海外挙式〉の場合		○=契約役務
内 容		
ハワイにおける 挙式	会場使用料（互助会指定教会）	○
	コーディネーター	○
	会場祭壇・ベンチ装花（造花）	○
	音楽演奏者	○
	結婚証明書（法的効力はありません）	○
	リングピロー	○
	式場間新郎新婦リムジン送迎	○
〈追加料金を 必要とする場合〉	会場使用料等上限額（212,300円（消費税込））を超えた場合、追加料金が掛かります。	
貸衣裳	タキシード・ウェディングドレス	○
	〈追加料金を 必要とする場合〉	貸衣裳代の合計金額が上限額（143,000円（消費税込））を超えた場合、追加料金が掛かります。 パール（無地のショート）、ネックレス（一連パール）、手袋（オーガンジーのショート） パニエ、靴はドレスに付随するものもあります。
ブーケ&ブートニア	基本ブーケ&ブートニア	○
	〈追加料金を 必要とする場合〉	ブーケおよびブートニアをグレードアップされた場合追加料金が掛かります。

※現地での対応・施行につきましては、KURAUDIA USA.LTD他、互助会指定の専属スタッフが承ります。

※上記内容について、互助会の都合または指定の式場の都合により用途変更または廃止する場合がありますのでご了承ください。

※上記役務内容以外にご依頼いただいた場合は、追加料金がかかります。

婚礼〈家族婚〉の場合		○=契約役務 ×=契約外役務		
内 容				
挙式式典費	人前式	司会者、奏者、アテンド	○	
	教会式	牧師、聖歌隊、オルガン奏者、アテンド	×	
会場	会場使用費用		○	
	〈追加料金を 必要とする場合〉	会場費の合計金額が上限額（55,000円（消費税込））を超えた場合、追加料金が掛かります。		
料理	婚礼料理（66,000円（消費税込））充当		○	
	〈追加料金を 必要とする場合〉	料理代の合計金額が上限額を超えた場合、追加料金が掛かります。		
新郎貸衣裳	洋装1点	タキシード	上着、ズボン、ベスト、カフスボタン ネクタイ、靴	○
	〈追加料金を 必要とする場合〉	貸衣裳代の合計金額が上限額（66,000円（消費税込））を超えた場合、追加料金が掛かります。		
新郎着付・ヘアメイク （指定の美容師）	新郎着付（1着分）、ヘアメイク		○	
新婦貸衣裳	洋装1点	ウェディングドレス	ドレス本体、ペチコート、シューズ	○
		カクテルドレス	ドレス本体、ペチコート、シューズ	○
	〈追加料金を 必要とする場合〉	貸衣裳代の合計金額が上限額（242,000円（消費税込））を超えた場合、追加料金が掛かります。 ティアラ・イヤリング・ネックレス・パール・ヘッドドレス・手袋は無料でドレスに付属するものもあります。		
新婦着付、ヘアメイク （指定の美容師）	新婦着付（1着分）、ヘアメイク		○	

※利用条件 大人20名以下の場合に限ります。

※上記役務内容以外にご依頼いただいた場合は、追加料金がかかります。

葬祭（24万円）

葬儀の場合		○ = 契約役務	× = 契約外役務
	内 容		
1	白木格子祭壇 4 段	○	
2	祭壇両脇 生花装飾 1 対 4 段	○	
3	平蓋棺（プリント）	○	
4	仏衣	○	
5	小位牌	○	
6	白壺（2.3寸）	○	
7	焼香用具一式（香・ローソク・火種）	○	
8	会場案内看板（式場看板）	○	
9	祭壇供物（二種）	○	
10	帳面セット	○	
11	会葬礼状（50枚）	○	
12	御骨安置用後飾祭壇	○	
13	霊柩車（ご出棺場所から最寄りの火葬場まで） ※市外は別途料金が掛かります ※斎場により洋型車に変更となります	○	
14	搬送用寝台車（同一市内） ※市外は別途料金が掛かります ※2時～翌日5時までの時間は深夜料金が掛かります	○	
15	搬送用布団	○	
16	設営運営費	○	
17	司会進行	○	
18	保冷剤（1回分10kg）	○	
19	御肖像4切写真	○	
20	枕飾り	○	
21	火葬場アテンダント	○	
22	タクシー、火葬場行きバス	×	
23	会葬御礼品（粗供養品、引出物、香典返し）	×	
24	通夜料理、出立料理、初七日料理	×	
25	湯灌	×	
26	会場費	×	
27	親族控室料	×	
28	貸衣装（喪服、モーニング）	×	
29	供花、供物	×	
30	檜塔	×	
31	新聞死亡広告	×	
32	セレモニーアテンダント（通夜）	×	
33	セレモニーアテンダント（葬儀）	×	

※ 上記役務内容の各項目において上限額を超えた場合は、追加料金が掛かります。

第三役務（一部利用役務内容）

【出産・誕生】

内 容			○=契約役務
〈3万円コース〉	衣裳	初着	○
	写真	4切 1P 1枚	○
		焼増キャビネ2枚	○
	内祝品	ギフトカタログより11,000円（消費税込）分選択	○

内 容			○=契約役務
〈6万円コース〉	衣裳	初着	○
	写真	シンプルアルバム5P仕上げ 通常含まれている写真料金をシンプルアルバムに充当	○
		データ4カット	○
	内祝品	ギフトカタログより11,000円（消費税込）分選択	○

【宮参り】

内 容			○=契約役務
〈3万円コース〉	衣裳	初着	○
	写真	4切 1P 1枚	○
		焼増キャビネ2枚	○
	内祝品	ギフトカタログより11,000円（消費税込）分選択	○

内 容			○=契約役務
〈6万円コース〉	衣裳	初着	○
	写真	4切 2P 各1枚	○
		焼増キャビネ各1枚（額付）	○
	内祝品	ギフトカタログより22,000円（消費税込）分選択	○
	①写真	シンプルアルバム5Pアルバムへランクアップ	①または②から 1つ選択 ○
		データ4カット	
②他衣裳	訪問着・ヘアアップ・着付・小物		

【パースディ】

内 容			○=契約役務
〈3万円コース〉	料理	料理代 42,350円(消費税込) 充当	○
	ケーキ	パースディケーキ	○
	写真	4切 1P 1枚	○

※料理代の合計金額が充当額を超えた場合、追加金額が掛かります。

内 容			○=契約役務
〈6万円コース〉	料理	料理代 42,350円(消費税込) 充当	○
	ケーキ	パースディケーキ	○
	写真	4切 1P 1枚	○
	衣裳	子どもタキシード・子どもドレス	○
	花束	お祝い用花束 1束	○

※料理代の合計金額が充当額を超えた場合、追加金額が掛かります。

【七五三】

内 容			○=契約役務
〈3万円コース〉	衣裳	七五三衣裳・和装小物・髪飾り・足袋	○
	美容	着付・ヘアセット&メイク	○
	写真	4切 1P 1枚	○
焼増キャビネ2枚		○	

内 容			○=契約役務	
〈6万円コース〉	衣裳	七五三衣裳・和装小物・髪飾り・足袋	○	
	美容	着付・ヘアセット&メイク	○	
	写真	4切 2P 各1枚	○	
		焼増キャビネ各1枚(額付)	○	
	①写真	シンプルアルバム5Pへランクアップ	〔通常含まれている写真料金をシンプルアルバムに充当〕	①～③から 1つ選択 ○
		データ4カット		
	②他衣裳	母親用訪問着・ヘアアップ・着付・小物		
③洋装	ドレスまたはタキシード			

【新入学】

内 容			○=契約役務
〈3万円コース〉	衣裳	母親用訪問着・和装小物	○
	美容	ヘアアップ・着付	○
	写真	4切 1P 1枚	○
		焼増キャビネ2枚	○

内 容			○=契約役務	
〈6万円コース〉	衣裳	母親用訪問着・和装小物	○	
	美容	ヘアアップ・着付	○	
	写真	シンプルアルバム5P仕上げ	〔通常含まれている写真料金をシンプルアルバムに充当〕	○
		データ4カット		

※使用する互助会金額の消費税は別途必要です。

※上記役務内容の各項目において上限金額を超えた場合は、追加料金が掛かります。

【成人式(男性)】

内 容			○=契約役務 ×=契約外役務
〈3万円コース〉	衣裳	紋付	○
	着付	着付	×
	小物	腰紐	○

内 容			○=契約役務
〈6万円コース〉	衣裳	紋付	○
	着付	着付、当日・前撮影2回分	○
	小物	腰紐	○
	写真	4切 2P 各1枚	○
焼増キャビネ各1枚(額付)		○	

【成人式(女性)】

内 容			○=契約役務
〈12万円コース〉 〈9万円コース〉	衣裳	振袖	○
	写真	4切 1P 1枚、焼増キャビネ2枚	○
	美容	ヘアアップ・メイク・着付、当日・前撮影2回分	○
	小物	着付小物セット・草履バッグセット・ヘア飾り	○

※12万円コースは振袖がグレードアップします。

【卒業式(女性)】

内 容			○=契約役務
〈3万円コース〉	衣裳	振袖・女袴	○
	写真	4切 1P 1枚、焼増キャビネ2枚	○
	美容	ヘアアップ・メイク・着付	○
	小物	着付小物セット	○

内 容			○=契約役務	
〈6万円コース〉	衣裳	振袖・女袴	○	
	写真	4切 2P 各1枚、焼増キャビネ各1枚(額付)	○	
	美容	ヘアアップ・メイク・着付	○	
	小物	着付小物セット	○	
	①写真	シンプルアルバム5P仕上げ	〔通常含まれている写真料金を シンプルアルバムに充当〕	①または②から 1つ選択 ○
		データ4カット		
②内祝品	ギフトカタログより22,000円(消費税込)分選択			

【結婚記念日】

内 容			○=契約役務
〈6万円コース〉	料理	料理代 16,500円(消費税込) 充当	○
	花束	お祝い用花束 1束	○
	写真	4切 1P 1枚 焼増キャビネ2枚	○

※料理代の合計金額が充当額を超えた場合、追加金額が掛かります。

内 容			○=契約役務
〈6万円コース〉	料理	料理代 33,000円(消費税込) 充当	○
	花束	お祝い用花束 1束	○
	写真	4切 2P 各1枚 焼増キャビネ各1枚(額付)	○

※料理代の合計金額が充当額を超えた場合、追加金額が掛かります。

【賀寿】

内 容			○=契約役務
〈6万円コース〉	衣裳	デంచి	○
	男性の場合	紋服(袴・長襦袢・草履・扇子)	○
	女性の場合	留袖(長襦袢・帯・帯揚・帯ヅ)	○
	写真	4切 2P 各1枚 焼増キャビネ各1枚(額付)	○
	料理	料理代 22,000円(消費税込) 充当	○

※料理代の合計金額が充当額を超えた場合、追加金額が掛かります。

【法要】

内 容			○=契約役務
〈6万円コース〉	式場利用	会場利用費	○
		法要祭壇・御焼香一式・御寺院様接待	○
		お線香・ローソク	○
		仏花 お供え花一基	○
	料理	法要料理代 33,000円(消費税込) 充当	○

※料理代の合計金額が充当額を超えた場合、追加金額が掛かります。

※使用する互助会金額の消費税は別途必要です。

※上記役務内容の各項目において上限金額を超えた場合は、追加料金が掛かります。

加入年月日	年 月 日
-------	-------

部署	担当者
----	-----